組織及び事務分掌

（令和5年4月1日現在）

理　事　長
常 務 理 事
理　　事
監　　事

事務局

総務部

総務課

（1）理事会に関すること。
（2）職員の人事、服務その他勤務条件に関すること。
（3）事務所、関係機関との連絡調整に関すること。
（4）定款、業務方法書及びその他諸規程の制定・改廃に関すること。
（5）情報公開に関すること。
（6）文書主任、公印の保管に関すること。
（7）職員の給与、福利厚生に関すること。
（8）互助会の給付に関すること。
（9）小口現金の出納、管理に関すること。
（10）文書の収受、整理に関すること。
（11）公用車の管理に関すること。
（12）財産管理に関すること。
（13）事務室の管理に関すること。

経理課

（1）予算、決算及び経理に関すること。
（2）資金計画の策定及び資金の調達運用に関すること。
（3）事業資金の借入及び償還に関すること。
（4）経営健全化計画に関すること。
（5）予算、決算に関すること。
（6）監査及び会計検査に関すること。
（7）3公社共通経費の負担調整に関すること。
（8）出納員に関すること。
（9）物品の調達、管理に関すること。
（10）事業費及び管理費の経理に関すること。
（11）旅費に関すること。

業務部

用地課

（1）公共用地の取得、造成及び処分に関すること。
（2）公共土木事業用地（つなぎ資金等）の取得及び引渡しに関すること。
（3）公有地の管理及び引渡しに関すること。
（4）土地台帳等の整備及び登記事務に関すること。
（5）国、地方公共団体その他の公共団体の委託事務の調整に関すること。
（6）事務所業務の指導、調整に関すること。
（7）税務事務に関すること。

業務課

（1）公共用地の取得、造成及び処分に関すること。
（2）公共土木事業用地（つなぎ資金等）の取得及び引渡しに関すること。
（3）公有地の管理及び引渡しに関すること。
（4）土地台帳等の整備及び登記事務に関すること。
（5）国、地方公共団体その他の公共団体の委託事務の調整に関すること。
（6）事務所業務の指導、調整に関すること。
（7）税務事務に関すること。

北部事務所

京都府北部地域の用地先行取得事務及び用地取得あっせん事務（ただし、支払事務を除く）。

京丹後支所

京都府北部地域の用地先行取得事務及び用地取得あっせん事務（ただし、支払事務を除く）。

新名神事務所

用地第一課

新名神高速道路及び関連道路の用地取得あっせん事務。
京都南ＪＣＴの用地取得あっせん事務。

用地第二課 ＜亀岡駐在＞

京都縦貫自動車道移管に伴う料金所新設の用地取得あっせん事務。

南部事務所

京都府南部地域の用地先行取得事務及び用地取得あっせん事務（ただし、支払事務を除く）。

（注）［　　］は、京都府土地開発公社、京都府道路公社及び京都府住宅供給公社の総務・経理事務を共同処理のため、統合組織